平成２７年（フ）第２９号
茨城県龍ケ崎市緑町258番地　エステートピア３棟101号室
債務者　成島　政彦
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第３０号
茨城県稲敷市阿波1571番地、住民票上の住所茨城県小美玉市下吉影1444番地１
債務者　秋元　紅美
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第３３号
茨城県取手市青柳456番地
債務者　倉持　豊子
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第３４号
茨城県取手市野々井179番地２　レオパレスロッソピアンコⅢ104号室、前住所茨城県守谷市けやき台２丁目15番地11
債務者　三浦　和実
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第３６号
茨城県取手市取手２丁目15番15―503号
債務者　岡村きよみ
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第５８号
山梨県西八代郡市川三郷町市川大門3607番地３　町有住宅市川団地２号棟407号室
債務者　渡井たけ美
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６１号
山梨県北杜市明野町上手8431番地　明野ひまわり団地Ａ―11
債務者　柴田　七生
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２８号
長野県飯田市鼎名古熊1793番地９
債務者　久保田麻子
1　決定年月日時　平成27年４月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第２６号
福島県郡山市虎丸町11番５号　アネックス郡山203号
債務者　五十嵐信子
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第１０１号
石川県白山市横江町661番地７、従前の住所石川県小松市八里台32番地11
債務者　加藤　幸恵（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第９号
石川県七尾市青山町ろ部22番地　青山彩光苑リハビリテーションセンター、従前の住所石川県七尾市大津町１部31番地
債務者　金沢城宝古美術倶楽部こと　水巻　勝治
1　決定年月日時　平成27年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２７年（フ）第９号
山梨県富士吉田市新西原２丁目２番17号
債務者　山口　祐也
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第４３号
静岡県富士市蓼原722番地の３レオパレスウィステリア204号、前住所静岡県三島市青木38番地の13レオパレス青木203
債務者　鈴木　崇史
1　決定年月日時　平成27年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第２３号
三重県名張市梅が丘北５番町151番地、住民票上の住所三重県津市白山町二本木1001番地1130
債務者　松尾有見子
1　決定年月日時　平成27年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第２１号
鳥取県鳥取市若葉台南３丁目10番13号
債務者　**吉**本真由美
1　決定年月日時　平成27年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３２号
鳥取県八頭郡智頭町大字埴師758番地、旧住所岡山県岡山市中井187番地
債務者　木田　吉則
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３３号
愛媛県四国中央市土居町北野甲1447番地１
債務者　岡山ひとみ
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
松山地方裁判所西条支部